別紙様式第２号（申込者が本法人担当者の指導の下で使用する場合）（第３条第７号関係）

受付番号　　　　号

|  |
| --- |
| 　 国立大学法人豊橋技術科学大学 学内共同利用機器に係る共同利用等確認書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　 国立大学法人 豊橋技術科学大学　学長　殿（申込者）住所　 〒所属先名称　　　所属部署　　　　氏名　　　　　　（連絡先）電話番号　　　　FAX番号　　　 　e-mail　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（講習会受講歴）講習会名称　　　講習年月日　　　 学内共同利用機器に係る共同利用等について、下記の確認条項に同意の上、提出します。 確認条項１　学内共同利用機器共同利用等については，申込時に使用者が国立大学法人豊橋技術科学大学の担当者と十分な相談を行うこと。２　共同利用等の料金は本法人が指定した期日までに納入するものとする。共同利用等を中止した場合においても料金は申込者に返還しない。３　学内共同利用機器の故障などで測定できなくなった場合には，共同利用等を延期することがあるが，それに関わる損害を申込者は請求できない。４　財産使用責任者及び担当者は，使用者が学内共同利用機器を取り扱うのに十分な資質を有していないと判断したときには，いかなる時点においても作業を制止できる。また，毒物や法律等に触れるもの，さらに，学内共同利用機器を破損する恐れのあるものなど財産使用責任者及び担当者が受入れできないと判断したものについては，共同利用等を拒否する。５　共同利用等については，使用者は単独でするのではなく，国立大学法人豊橋技術科学大学の担当者が同席して，担当者の言に従い使用者が作業する。使用者の責任で学内共同利用機器を毀損または滅失したときには，申込者がこれを原形に復し，また損害を賠償する。６　使用者は，学内共同利用機器の共同利用等に当たって，関係法律を守り，安全衛生対策，事故防止に十分注意を払うものとする。また，使用者は，指定された場所以外に許可なく出入りすることはできない。７　前記6の項目に反して，使用者の過失により本人が怪我または病気をした場合は，国立大学法人豊橋技術科学大学は一切責任を負わないものとする。８　使用者は，承認された時間内に清掃を含めてすべての作業を終了する。９　共同利用等で得られたデータは，国立大学法人豊橋技術科学大学が保障するものではない。そのため，データの外部への公表において，いかなる場合においても国立大学法人豊橋技術科学大学名を使うことはできない。また，その際に国立大学法人豊橋技術科学大学を特定できる表現も使えない。ただし，学長が許可した場合は，この限りではない。10　前記9の項目に反して，外部に公表したことで国立大学法人豊橋技術科学大学が受けた被害及び損害については，申込者が賠償するものとする。 |